

出雲市ホームページ広告掲載要領

(目的)

第 1 条 この要領は、出雲市広告事業実施要綱（平成 19 年 10 月 1 日告示第 287 号。以下「要綱」という。）及び出雲市広告掲載基準（平成 19 年 10 月 1 日施行。以下「基準」という。）の規定に基づき、出雲市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載するバナー広告の募集及び掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、バナー広告とは市ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

(バナー広告の規格)

第 3 条 バナー広告を掲載することができる広告枠の規格は、原則として次の表のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦 50ピクセル (1.3cm) 横 140ピクセル (3.7cm)
- (2) 形式 GIF、JPEG 形式
- (3) 容量 10KB 以内

(掲載の期間)

第 4 条 バナー広告の掲載期間は、原則として 1 ヶ月単位とする。ただし、広告主（要綱第 2 条に規定する広告主をいう。以下同じ。）が希望する場合で、複数月のバナー広告掲載の申し込みがあった場合は、その掲載期間を複数月とすることができる。

2 広告を掲載する開始日（以下「広告掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の 1 日とする。

3 広告を掲載する終了日（以下「広告掲載終了日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の末日とする。前 2 項の規定にかかわらず、広告掲載開始日及び広告掲載終了日が日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に基づく休日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日に当たる場合は、市長が別に定める。

(バナー広告掲載料及び掲載場所)

第 5 条 バナー広告掲載料は、次のとおりとする。

- (1) ジャンルトップページ 4 か所（第一階層）：1 枠あたり月額 10,000 円（消費税含む）
- (2) ジャンルページ 6 か所（第二階層）：1 枠あたり月額 5,000 円（消費税含む）

2 バナー広告掲載料の納付は、広告掲載決定通知後、市長が定める日までに一括前納するものとする。

3 バナー広告の掲載場所は市長が指定する。

(バナー広告の募集方法)

第 6 条 広告主の募集は、市広報及び市ホームページに掲載する。

(バナー広告の申し込み)

第 7 条 バナー広告の申し込みは、出雲市ホームページ広告掲載申込書（様式第 1 号）により、市長に申し込みをするものとする。

(審査及び決定)

第 8 条 市長は、前条の申込書を受理したときは、要綱及び基準並びに出雲市ホームページ広告デザインガイドラインに基づき、速やかに審査し、その結果を出雲市ホームページ広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

2 広告主は、広告掲載決定通知後、出雲市ホームページ広告掲載に関する承諾書（様式第 3 号）を決定通知日から 2 週間以内または掲載開始日までに提出しなければならない。

(掲載決定手順)

第 9 条 掲載の申し込みのあった広告が、広告枠の数を超える場合は、バナー広告掲載の

申し込みを受理した日（以下「受領日」という。）が早いバナー広告を優先して掲載する。

2 受理日が同日の場合は、次に掲げる順序によりバナー広告を掲載する。

(1) バナー広告掲載を希望する期間の長い広告を優先する。

(2) バナー広告掲載を希望する期間が同じ場合は、抽選により決定する。

（バナー広告の作成、掲載、撤去及び経費負担）

第 10 条 第 8 条によりバナー広告掲載決定の通知を受けた広告主は、自己の責任においてバナー広告を作成し、その費用は全て広告主の負担とする。

2 バナー広告の掲載は出雲市が行うものとする。

（その他）

第 11 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 19 年 10 月 23 日から施行する。

この要領は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 3 月 7 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

出雲市ホームページ広告掲載申込書

出雲市長

様

年 月 日

出雲市ホームページにバナー広告を掲載したいので、下記のとおり申し込みます。

広告掲載希望者	住 所		〒 -
	会社・団体名		
	代表者職氏名		
	連絡先	電話番号	()
		F A X	()
		電子メール	
		担当者氏名	
業 種			
掲 載 希 望 期 間			年 月 から 年 月 (か月)
掲 載 希 望 箇 所			ジャンルトップページ ・ ジャンルページ
リ ン ク 先 U R L			https://
広 告 内 容			※バナー広告原稿が既にある場合は、添付してください。
添 付 資 料			(会社案内パンフレット等)
そ の 他			広告掲載に当たっては、出雲市ホームページ広告取扱要領の内容を厳守します。 また、出雲市が広告掲載希望者の市税等納付状況調査を行うことに同意します。

年 月 日

様

出雲市長

出雲市ホームページ広告掲載（不掲載）決定通知書

年 月 日付けで申し込みのあった出雲市ホームページへのバナー広告の掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	☐ 掲載します ☐ 掲載しません 理由
掲載期間	年 月 日 から 年 月 日（ か月）
掲載料	円（ 円× か月）
その他	「出雲市ホームページ広告掲載承諾書」を、決定通知日から2週間以内または掲載開始日までに提出してください。 - 掲載料については、同封した納付書により、決定通知日から2週間以内に納付してください。 - バナー広告の原稿（データ）を、下記アドレスに送付してください。 メールアドレス：kouhou@city.izumo.shimane.jp

年 月 日

出雲市長 様

広告主 住 所

氏 名

出雲市ホームページ広告掲載に関する承諾書

出雲市ホームページへのバナー広告掲載にあたり、下記事項について承諾いたします。

記

1. バナー広告掲載について

バナー広告の掲載にあたっては、出雲市広告事業実施要綱、出雲市ホームページ広告掲載取扱要領を遵守します。

2. 掲載期間について

広告の掲載期間は、年 月 日から 年 月 日までの ヶ月間とします。

3. 広告掲載料について

広告掲載料 円（ 円／月× ヶ月） について、市長が指定する期日までに全額納付いたします。

4. 広告内容に関する証明について

掲載するバナー広告の内容が第三者の権利を侵害するものではないこと並びに広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証いたします。

5. 掲載広告に関する責務について

掲載する広告内容のほか、広告に関する一切の責任を負うものといたします。また、第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決いたします。